

答申情第134号
令和4年5月18日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会長 北村 和生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年1月19日付け行管資第370号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

裁判判決文の公文書一部公開決定事案（諮問情第247号）

1 審査会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年8月14日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「平成29年7月～令和2年7月判決文」の公開を求めた（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、平成29年7月1日から令和2年7月31日までの判決文17件（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行う旨を決定し、令和3年12月10日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号に該当

- ・ 個人の氏名、住所及び債権番号（貸付金番号）並びに事件番号については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

- (3) 審査請求人は、令和4年1月13日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分において非公開とされている部分の内容を公開することを求める審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、本市の債権（夏季歳末特別生活資金貸付金、児童扶養手当返還金、生活保護費返還徴収金及び母子父子寡婦福祉資金貸付金）の滞納者に対し、本市から債務者の住所地を所管する簡易裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、督促異議の申

立てがされたため、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所に訴えの提起があったものとみなされ（民事訴訟法第395条）、通常訴訟に移行した事件の判決文であり、判決を言い渡した各裁判所から交付されたものである。

(2) 条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書に記載されている個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、個人が識別され、又は識別され得るものであり、また、本件公文書が当該個人の貸付金等の滞納に係る文書であることに鑑みると、当該情報が通常他人に知られたいと認められるものであることは明らかである。

また、債権番号（貸付金番号）については、本市の各債権担当課が当該債権の回収管理を行うために債務者に紐付けする番号であり、公開することにより、個人が特定され得る情報であるため、非公開とした。

さらに、事件番号は裁判所において事件を受理した場合に付される識別番号であり、一つの裁判所において同一の事件番号を重複して付されることはないところ、特定の裁判所名とともに事件番号を開示することにより、事件が特定され、裁判所において訴訟記録を閲覧することが可能となる。これにより、訴訟記録に記載されている特定の個人に関する情報を知ることができ、特定の個人を識別することができることとなるため、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当すると判断し、非公開とした。

(3) 審査請求の理由に対する主張

審査請求人は、審査請求の理由として「裁判所に訴えることは、原告・被告・弁護士・事件名と事件名番号公示され公開されている。裁判内容は、我が国の裁判制度においては明らかにされている。京都市長の主張処分は、判決文には適用されず、判決文を京都市長の判断を持って処分するのは理由がない」との主張を行っている。

審査請求人の「原告・被告・弁護士・事件名と事件名番号公示され公開されている」という主張は、何人も、裁判所書記官に対して訴訟記録の閲覧を請求することができるとする民事訴訟法第91条第1項の規定に基づくものであると考える。民事訴訟法第91条の規定の趣旨に照らせば、同条第1項に記録の閲覧請求は、その対象とする事件を特定して行うことが前提とされており、実際に閲覧請求を行う際には、各裁判所に備え付けられている閲覧・謄写票に事件番号を記載して事件を特定することが必要であるから、当該事件の事件番号それ自体が不明である場合に訴訟記録を閲覧することは想定されていないものと解される。したがって、訴訟記録について民事訴訟法第91条第1項に基づき閲覧請求をすることが可能であるとしても、そのことを根拠として、事件番号等が法令の規定により公にされているということとはできないため、審査請求人の上記主張は認めることができない。

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び審査会における口頭意見陳述によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 裁判所に訴えることは、原告・被告・弁護士・事件名と事件番号は公示・公開されている。
- (2) 裁判の内容は、我が国の裁判制度においては明らかにされている。処分庁の処分理由は、判決文には適用されず、判決文を処分庁の判断をもって処分するのは理由がない。
- (3) 我が国の裁判は公開で行われるものであるから、そのような情報を非公開とするのは、処分庁が知られたくない情報を隠しているのではないか。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件公文書について
本件公文書は、平成29年7月1日から令和2年7月31日までに市が訴訟当事者となった判決文17件である。
- (2) 本件処分について
処分庁は、本件公文書のうち、個人の氏名、住所及び債権番号（貸付金番号）並びに事件番号について、条例第7条第1号に該当するとして、本件処分を行ったものである。
- (3) 本件審査請求の争点について
本件審査請求の争点は、次のとおりであるから、当審査会はこの点について、以下検討する。
ア 本件公文書を一部公開としたことの妥当性について
イ 条例第7条第1号該当性について
- (4) 本件公文書を一部公開としたことの妥当性について
ア 処分庁は、民事訴訟法第91条第1項の規定に基づき閲覧請求をする際には、その対象となる事件を特定する必要があるから、事件番号が不明である場合に訴訟記録を閲覧することは想定されておらず、当該規定に基づき閲覧申請が可能であるとしても、それを根拠として事件番号等が公にされているものということとはできないと主張する。
イ これに対し審査請求人は、日本の裁判は公開の場で行われ、原告、被告等の情報を公開しており、また裁判の内容は明らかにされていることから処分庁の処分理由は判決文には適用されないと主張する。

当該主張は、裁判の対審及び判決は公開法廷で行うという憲法第82条の規定及び何人も裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができるとする民事訴訟法第91条第1項の規定に基づくものであると考えられる。

ウ これらの主張を踏まえ、以下、検討する。

(7) 憲法第82条（裁判の対審及び判決の公開）は、裁判を一般に公開して、裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保することを趣旨としているものである。

(4) また、民事訴訟法第91条第1項（訴訟記録の閲覧等）は、憲法第82条の要請に伴い何人も民事訴訟記録の閲覧を請求することが認められているものである。ただし、訴訟記録の閲覧申請がなされた場合、対象となる訴訟記録の閲覧の可否については、同条第5項（訴訟記録の保存又は裁判所の執務への支障）や同法第92条（秘密保護のための閲覧等の制限）の規定に照らし個別に判断されるものであり、あらゆる場面において訴訟記録の閲覧が容認されるものではないと解される。

(4) 当審査会としては、憲法第82条及び民事訴訟法第91条第1項の規定に基づく手続等の性質に鑑みると、その手続及び目的の限度において訴訟関係者に関する情報が公にされることがあるとしても、このことをもって、直ちにこれらの情報が広く一般に公にされている情報ということとはできないと考える。

したがって、審査請求人の主張を認めることはできず、本件公文書については、それぞれの公文書に記載されている情報自体の性質に応じて、公開・非公開を判断すべきものであると判断する。

(5) 条例第7条第1号該当性について

(4)のとおり、本件公文書については、個別に条例第7条第1号該当性を検討すべきものであるため、以下、検討する。

ア 条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。また、「通常他人に知られたいと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたいものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。

イ 本件公文書のうち、処分庁は、個人の氏名、住所及び債権番号（貸付金番号）並びに事件番号について条例第7条第1号に該当すると主張する。

ウ まず、個人の氏名、住所及び債権番号（貸付金番号）について検討する。

(7) 当審査会において本件公文書を見分したところ、訴訟当事者（ただし、処分庁の職員及び訴訟代理人を除く）の氏名及び住所並びに関係人の氏名並びに処分庁が貸付を行った相手方に付番した識別番号が非公開とされていることが認められた。

(4) 一般に、公的貸付制度を利用している事実や公的機関への支払いが滞っている事実が公にされることはなく、さらに本件公文書に係る滞納事案は、夏季歳末特別

生活資金貸付金、児童扶養手当返還金、生活保護費返還徴収金など、いずれも個人の生活状況に密接な関わりのある事案であることが認められる。

- (ウ) したがって、当審査会としては、これらの情報については、個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ通常他人に知られたくないものと認められることから、条例第7条第1号に規定する非公開情報に当たると判断する。

エ 次に、事件番号について検討する。

- (ア) 当審査会において本件公文書を見分したところ、17件すべてにおいて事件番号が非公開とされていることが認められた。
- (イ) 事件番号は、各裁判所において事件を受理した場合に、当該事件を受理した日の属する年の元号及び年数、当該事件の種類ごとに付される記録符号並びに記録符号ごとに順番に付される一連番号によって表示される識別番号であり、一つの裁判所において同一の事件番号を重複して付されることはないものである。また、事件が係属する裁判所名と事件番号が判明する場合、民事訴訟法第91条第1項に基づく訴訟記録の閲覧により、事件に係る個人の氏名、住所、生年月日等を知り得ることとなる。
- (ウ) そこで当審査会において改めて本件公文書を見分したところ、本件公文書はいずれも各事件の係属する裁判所に関する情報が公開されていることが認められた。
- (エ) そうすると、本件公文書における事件番号は、当該情報のみでは個人を識別することはできないものの、他の情報と照合することにより特定の個人を識別し得る情報であると認められ、上記ウに該当する非公開情報が明らかとなることから、当審査会としては、条例第7条第1号に規定する非公開情報に当たると判断する。

(6) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

- 令和4年 1月19日 諮問
- 1月27日 審査請求人の口頭意見陳述（令和3年度第8回会議）
- 2月17日 諮問庁からの弁明書の提出
- 3月29日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和3年度第9回会議）
- 5月18日 審議（令和4年度第1回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）